

犯罪被害 から 子どもを守る

～保護者向け冊子～



目次

はじめに	1
1. 子どもを取り巻く犯罪情勢	2～4
2. 日常生活の場所ではこんな危険があります。	5～7
(1) エレベーター内 (2) 部屋の出入り時	
(3) 訪問客 (4) 共用部分 (5) 屋外	
3. もしもの時に	8
(1) 被害にあった場合 (2) 性被害にあった場合	
4. ネット社会では、こんな危険があります。	9～11
携帯電話・インターネットの現状と対策	
5. 自分で自分の身を守る	12～13
エンパワメント	
6. 地域でのさまざまな取組み	14～16
(1) 子どもの安全見まもり活動	
(2) 青色防犯パトロール活動	
(3) こども110番運動	
(4) 安まちメール	
(5) 少年非行防止活動ネットワーク	
(6) 大人が変われば、子どもも変わる。運動	

はじめに

大阪府における街頭犯罪の認知件数は、平成13年のピーク時から大幅に減少しましたが、一方で、子どもを狙った暴行、傷害、強制わいせつ、略取誘拐、強姦といった犯罪は、平成20年以降増加傾向にあります。家庭や学校、地域が連携して子どもを犯罪から守るための取組みを進めていくことが、今後ますます重要となります。

この冊子では、子どもの安全安心を確保するために、保護者のみなさまに、日頃から注意していただきたい事項をまとめました。

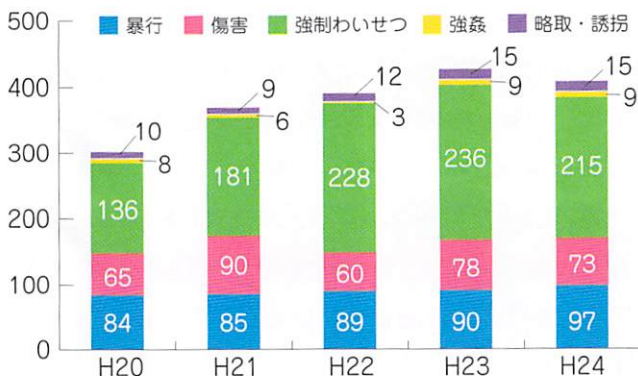
この冊子をお読みいただき、犯罪から自らの身を守るための方法などについて、ご家庭でお子さまと話し合い、安全安心に関する理解を深めていただくとともに、地域の活動について「感謝のこころを持つ」ことも教えていただけたら幸いです。



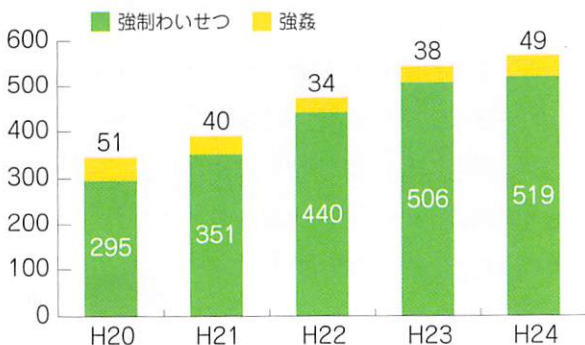
1. 子どもを取り巻く犯罪情勢

1. 大阪府内における13歳未満の子どもに対する暴行等の主な犯罪の認知件数（※認知件数とは警察等の公的機関によって犯罪の発生が認知された件数です。）

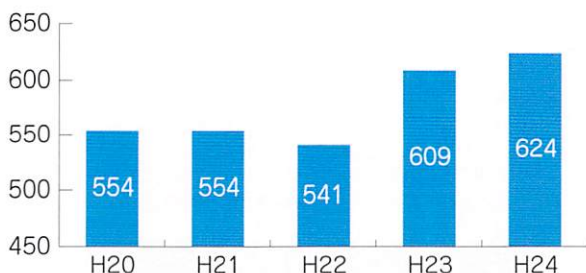
■子どもが危ない！子どもに対する犯罪は年々増加。



2. 18歳未満に対する性犯罪の認知件数



3. 13歳未満に対する声かけ等事案の認知件数



声かけ等事案とは、性犯罪等の前兆とみられる声かけ・つきまとい等のことです。

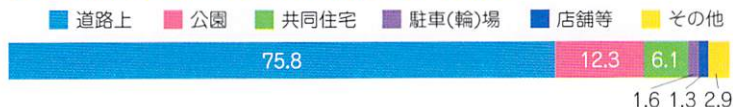
■子どもや保護者、地域社会に不安を与える声かけ等事案も近年増加しています。

4. 13歳未満に対する声かけ等事案の状況（H24年中）

発生時間 下校時から子どもが塾や遊びに外出する時間に多発。



発生場所 道路上や公園等の屋外で多く発生。



性別 女子の被害が7割以上を占めている。



被害者の状況 一人きりのときは要注意。6割が被害時に一人きり。



参考

大阪府子どもを性犯罪から守る条例（平成24年10月1日施行）

子ども（18歳未満）に対する性犯罪は、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、身体的及び心理的に深刻な影響を与え、子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすこととなります。

大阪府では、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、「子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現」をめざし、条例を制定しました。

第8条 不安を与える行為の禁止

何人も、親権者、未成年後見人、学校等の職員その他の者で現にその監督保護をするもの（以下「監督保護者」という。）が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、挨拶、防犯に関する活動等の社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

1 甘言（かんげん）又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすること。

→【例えば】一人で遊んでいる女の子に「おもちゃを買ってあげるよ。」と声をかけて、惑わす行為など。

2 義務のない行為を行うことを要求すること。

→【例えば】一人で遊んでいる女の子に近づいて、「名前と住所教えて」と義務のないことを要求する行為など。

第9条 威迫する行為等の禁止

何人も、その監督保護者が直ちに危害の発生を防止することができない状態にある十三歳未満の者に対し、社会通念上正当な理由があると認められる場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

1 いいがかりをつけ、又はすぐむこと。

→【例えば】子どもが見てもいないのに、「お前、見たな。何、人の顔見ているんや。」と、声を荒げていいがかりをつける行為など。

2 身体、衣服等を捕らえ、又はつきまとうこと。

→【例えば】下校中の小学生に近づき、ランドセルに手をかける行為など。

罰則が規定されています。

常習として不安を与える行為を行った者又は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは威迫する行為等を行った者は、科料に処されます。

これらの規制は、日常の挨拶や声かけなど、これまで子どもの健全育成のためにしていただいていた行為を規制するものではありません。

2. 日常生活の場所ではこんな危険があります。

(1) エレベーター内

(事例)

自宅に帰るためマンションのエレベーターに乗ったところ、扉が閉まる直前に知らない人が乗ってきて、後ろから口をふさがれた。

こんなことがないように・・・。
以下の点をチェックしてみましょう！



- ☐ エレベーターホール等に不審な人がいないか周囲を確認しましょう。
- ☐ 不審者を発見した時は、管理人や管理組合の人に知らせましょう。
- ☐ エレベーターは非常ベルや各階のボタンを押せる位置に乗りましょう。

(2) 部屋の出入り時

(事例)

自宅のドアを開けたとたん、後ろから知らない人に押され、家の中に入ってこられた。

こんなことがないように・・・。
以下の点をチェックしてみましょう！



- ☐ 周囲を見回し、安全を確認しましょう。
- ☐ 自宅周辺は整理整頓し、死角を作らないようにしましょう。

(3) 訪問客

(事例)

宅配便や集金を装った人に玄関ドアを開けさせられ、怖い思いをした。

こんなことがないように・・・。
以下の点をチェックしてみましょう！



- ☐ 事前に電話で、子どもだけであることを確認する場合があるので、大人が不在であることは絶対に言わないようにしましょう。
- ☐ ドアスコップを覗いて、必ず相手を確認しましょう。
- ☐ ドアチェーンがあれば、かけて対応しましょう。
- ☐ インターホンを使用して、確認しましょう。

(4) 共用部分

(事例)

マンションの自転車置き場に自転車を置こうとしたら、いきなり後ろから抱きつかれた。

こんなことがないように・・・。
以下の点をチェックしてみましょう！



- ☐ 不審な人がいないか、周りを確認してから、自転車を置きましょう。
- ☐ 遅い時間帯には、一人で行動せずに、複数で行動するようにしましょう。

(5) 屋外

(事例)

音楽を聴きながら暗い道を歩いていたら、後ろから急に知らない人に抱きつかれた。

こんなことがないように・・・。
以下の点をチェックしてみましょう！



- ☐ 人通りの少ない道を一人で歩かないようにしましょう。
- ☐ 音楽を聴いたり、携帯電話やスマホを操作しながらの歩行は、周囲への注意がおろそかになるのでやめましょう。
- ☐ 防犯ブザーを持って、すぐに使えるようにしておきましょう。

参考

防犯ブザーの活用について

女性や子どもをねらった卑劣な犯罪が増加傾向にあります。
そのような犯罪から身を守るため、防犯ブザーが役に立ちます！

犯人は、大きな音を出されることを最も嫌います。
でも、口をふさがれたり、恐怖で声を出せないときもあります。
そんなときに、有効なのが防犯ブザーです。

実際に防犯ブザーを鳴らしたことで助かった人もいます。
防犯ブザーが鳴っているときは、子どもからのSOSかもしれません！

もしものときのために、子どもには防犯ブザーを持たせましょう。

～防犯ブザー活用の好事例～

H25年5月、羽曳野市内で小学校1年生の男子児童がひとりで下校中、後ろから男に肩を掴まれる暴行事案が発生しましたが、児童が防犯ブザーを鳴らしたことから男は逃走し、大事にはいりませんでした。

お子さんと一緒に「5つの確認」

- ① すぐに使用でき、目立つところに付けましょう！
- ② いざというときに鳴らせるように使い方を練習しておきましょう！
- ③ 学校から帰宅後に外出する場合でも、忘れずに持って行きましょう！
- ④ 防犯ブザーが鳴っていたら、大人の人に知らせましょう！
- ⑤ 日頃から音が出るか確認しましょう！



防犯ブザー

3. もしもの時に

(1) 被害にあった場合

1. すこやか教育相談24

連絡先 0570-078310 24時間対応

住 所 大阪市住吉区苅田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室

2. すこやかホットライン（子ども専用）

連絡先 06-6607-7361 9:30-17:30 月～金〔土日祝、年末年始休み〕

住 所 大阪市住吉区苅田4丁目13-23 大阪府教育センター本館5階 教育相談室

3. 私学コスモスダイヤル

連絡先 06-6352-0915 9:30-16:30 月～金〔祝日、休日除く〕

住 所 大阪市都島区綱島町6-20 私学教育文化会館

(2) 性被害にあった場合

1. ウーマンライン〔大阪府警察本部内〕

連絡先 06-6941-0110 9:00-17:00

備 考 女性警察官が対応、土日祝及び上記以外は留守電。相談は匿名でもOK

2. 性暴力救援センター・大阪〔SACHICO〕

連絡先 072-330-0799 24h対応

住 所 大阪府松原市南新町3-3-28〔阪南中央病院内〕

備 考 女性支援員による24h電話相談と、支援員、女性産婦人科医師による来所対応

3. サチッコ

連絡先 06-6632-0699 14:00-20:00 水～日

備 考 19歳までの子どもを性暴力から守るための相談電話

4. こころの電話相談

連絡先 06-6607-8814 9:30-17:00 月～金〔年末年始、祝日除く〕

住 所 大阪市住吉区万代東3-1-45〔大阪府こころの健康総合センター内〕

被害者が周囲からの様々な言動によって、さらに傷つけられることを二次被害といい、特に性犯罪では二次被害が起こりやすくなっています。

- ・被害者を責めず、ありのままに受け入れて穏やかに接しましょう。
- ・家族もまた被害者です。専門家の支援が必要な場合があります。

4. ネット社会では、こんな危険があります。

(1) 携帯電話によるインターネット利用における被害事例

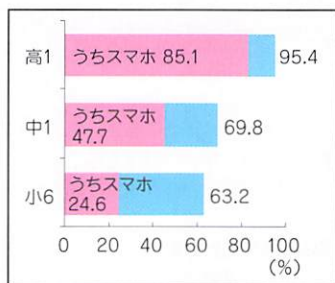
- 書込みやメールでの誹謗中傷やいじめ（被害に遭った子どもが自殺する等の事件も発生しています。）
- SNSを通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害
H25上半期にコミュニティサイトを通じて被害に遭った児童は全国で598人（前年同期比89人増・警察庁公表）
- 無料ゲームサイトにおける高額請求
- ネット依存による健康被害

総務省「インターネットトラブル事例集」より

(2) 児童生徒の携帯電話の利用実態

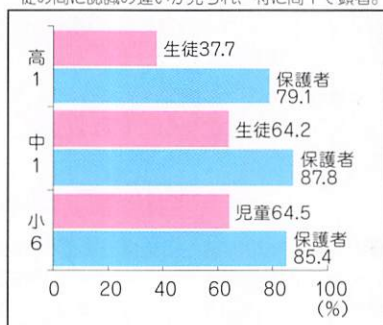
大阪府警察と大阪府は、児童生徒の携帯電話の利用実態を把握するため、平成25年7月に教育委員会等と協力してアンケート調査を行いました。

◆児童生徒の携帯電話所持率



◆家庭におけるルールの設定状況

ルールを設定していると答えた保護者と児童生徒の間に認識の違いが見られ、特に高1で顕著。



◆SNSや無料通話等アプリの利用状況

	小6 (1,631人)		中1 (1,677人)		高1 (2,456人)	
	利用率	見知らぬ人とやりとり	利用率	見知らぬ人とやりとり	利用率	見知らぬ人とやりとり
SNS	24.6%	40.3%	31.7%	52.6%	68.8%	49.7%
無料通話等アプリ	22.4%	16.1%	48.6%	29.9%	87.1%	36.4%

※ SNS：モバゲー、ミクシー、グリーなど知らない者同士でも交流できるサイト
無料通話等アプリ：LINE、カカオトーク、commなどのコミュニケーションアプリ
※見知らぬ人とやりとり：SNSや無料通話等アプリの利用者に対する割合

(3) 被害に遭わない・遭わせないための対策

子どもたちを過度のネット依存やトラブルから守るためには、大人が子どもの発達段階に応じて携帯電話やネットの利用の仕方をコントロールする必要があります。

◆まずは、有害情報をブロックするフィルタリングを利用しましょう！

フィルタリングはお子さんの発達段階や用途に合わせて個別設定できます。

詳細は、このページをご覧ください。

大阪府 フィルタリング

検索



◆お子様と携帯電話について話し合いましょう！（家庭でのルールづくり）

携帯電話利用にあたってのルールをもう一度話し合い、家庭で決めたルールを玄関やリビング等の目につく場所に貼って、お互いにルールとして認識できるようにしましょう。

<家庭でのルール例>

- ・使用する料金や時間帯、場所を決める
- ・サイトに登録する場合は事前に相談する
- ・人が傷つくようなメールをしない
- ・名前、顔写真、学校名等は書き込まない
- ・携帯電話についての学校の規則を守る
- ・月に一度、利用状況を保護者と確認する

◆小中学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みは原則禁止です！

大阪府教育委員会では、子どもを携帯電話のネット被害から守るための提言を作成し、その啓発に努めています。大阪の子どもを携帯電話のネット被害から守るための取組みにご協力をお願いします。

7つの提言（抜粋）～家庭に関わって～

- 1 小中学校における学校への児童生徒の**携帯電話の持ち込みの原則禁止**
- 2 **家庭で話し合い実行する5つの約束の継続と保護者への啓発**の推進
 - ①フィルタリング利用の徹底
 - ②適切な使用時間
 - ③知らない人からのメール対処
 - ④個人情報の扱い
 - ⑤学校の規則を守る

無料通話アプリ事業者が提供する安全対策を利用しましょう

SNSのほか、LINE、カカオトーク等の無料通話アプリは、面識のない者同士の交流も可能で、青少年の間で人気がありますが、わいせつ目的の悪用等によって青少年が犯罪被害に遭う事案も増えています！！

《被害に遭わない・遭わせないために》

例えば、LINE（株）は青少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐため、見知らぬ相手と交流できる「ID検索」機能について18歳未満の利用を停止しています。

ただし、使用者の年齢を偽ったり、保護者のスマートフォンを子どもに使用させたりすると、効果はありませんので、十分ご注意ください。

また、「友だち自動追加」、「友だちへの追加を許可」、「IDの検索を許可」機能をオフにする、パスコードロックをかける、知らない人からのメッセージにはブロック及び通報機能を利用する等、安全安心に利用しましょう。



被害に遭わないための三原則

- 見ない！** : 有料サイトや有害なアプリは見ないこと。
- 会わない！** : ネット上で知り合った人とは直接会わないこと。
- 書き込まない！** : ネット上に自分が特定できる個人情報は書き込まないこと。
写真を掲載する場合はGPS機能をオフに設定すること。

5. 自分で自分の身を守る

はじめに

全国で子どもが犯罪被害者となる事件が多発していますが、子どもが事件に巻き込まれるケースに共通していることがあります。それは「加害者以外の大人がいることはほとんどない」ということです。つまり、犯罪が起こるそのときに、保護者が子どもを守ることができないということです。

また、子どもがなぜ犯罪被害者になりやすいのかということもわかってきました。加害者が子どもは「無力」だから、大人には反抗しない、いいなりになる、イヤだと言わない、と考えているからです。

したがって、子どもを犯罪被害から守るためには、まず子どもを無力にしないことです。子どもの誰もが持つ「内なる力」をエンパワメントといいます。いつ、どこで起こるかかわからないけれど、子どもは自分の力で自分の身を守ることができるというその力を信じ、引き出し、発揮できるように支援する。これこそが、子どもを犯罪被害から守るために、保護者ができることです。

エンパワメントって??

- エンパワメントとは、自分で自分の生活や環境をコントロールできるようにしていくこと、そのために本来もっていた「内なる力」を取り戻すことをいいます。
- 子ども自身がもともと持っている内なる力を引き出すことが、被害者を出さない、また、加害者を生み出さないためにも大切なことです。
- 子どもたちも潜在的な能力を生まれつき持っていますが、「子どものくせに、子どもだから」という制約があると発揮されません。子ども自身が力を発揮できるためには、条件整備を行う必要があると考えられています。



エンパワメントの視点で！



子どもの力を引き出すために保護者ができることは、特に次の3点(情報・スキル・支援を与えること)が考えられます。

① 情報

子どもの安全に関する正しい情報を与えましょう。地元の安全マップ作成などはいいい例で、近寄らない方がいい危険な場所などを把握できるようにします。不審者情報は子どもにはわかりにくい情報です。「不審者とはどんな格好をした人か」という情報を与えるのではなく、「子どもがイヤだと直感したらすぐに行動に移すこと」という方が明確で正しい情報です。

② スキル

「知らない人について行ってはいけない」「一人になってはいけない」「不審者に気をつけない」と言うよりも、万が一何か危険なことが起こったら何ができるかということと一緒に考える方が子どもにはより具体的にイメージできます。

「走って逃げる」「先生や親に言う」「コンビニに飛び込む」「助けをもとめる」など。「何ができるか」を考えることは大きな防止スキルになります。

③ 支援

常日頃からの子どもとのコミュニケーションを大切にしましょう。子どもは被害にあったことを話すと親に叱られると思い、なかなか話したがりません。日ごろからどんな話題にも「耳を傾ける」という態度でいると、子どもは安心して親に相談します。危険な目にあうのは自分が悪いのだと思って無力感を感じるのではなく、どんなことが起こっても親は子どもの話を聴いてくれると考える方が子どもにとっての防止力になります。

(編集) NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西 理事長 田上 時子

6. 地域でのさまざまな取り組み

(1) 子どもの安全見まもり活動

登下校の子どもの安全を確保するために、府内の各地域で、PTA、自治会、地域住民のみなさんが、子どもの安全見まもり活動を活発に行っています。

また、大阪府では子どもの安全見まもり活動などの防犯ボランティア活動が市町村、警察、学校等との連携により効果的・効率的に継続できるよう、活動の拠点となる地域安全センターの設置促進・活動支援を行っています。

「地域の子どもは地域で守る」といった熱い思いを持ち、見まもり活動に参加するなど、保護者の皆さんへご協力をお願いします。

大阪府 子どもの安全見まもり隊

検索



(2) 青色防犯パトロール活動

より広く地域全体で子どもの安全を確保するために、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロールが行われています。

青色防犯パトロール活動は、

- (1) 人目につきやすく、犯人を寄せつけない！
- (2) 機動力を活かした広範囲なパトロールができる！
- (3) 地域住民の防犯意識が高揚される！

などの特徴があり、安全で安心なまちづくりに向けた非常に有効な防犯活動です！

大阪府 青色防犯パトロール

検索



(3) こども110番運動

○こども110番の家

子どもが不審者に追いかけられるなどのトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭や店が、目印となる旗やステッカーを掲げることで、子どもたちを犯罪から守ります。

○動くこども110番

事業者の業務用車両やバイクなどが、「こども110番」のステッカーを貼って地域を走り、助けを求めてきた子どもの一時保護と警察への通報等を行うことで、子どもたちを犯罪から守ります。

～家庭や地域の皆さんで、子どもたちを守りましょう！～

「こども110番の家」の場所や、「一人で遊ばない」「知らない人についていかない」など、子どもたちに犯罪から自分の身を守る方法を教えましょう。

子どもの様子をうかがう、車から子どもに話しかけるなどの不審者を見かけたら、子どもを守り、すぐに警察に通報しましょう。

大阪府 こども110番

検索



(4) あん 安まちメール

子どもに対する犯罪などが、いつ、どこで発生したのか分からなければ、その犯罪から身を守ることはできません。そこで、安まちメールでは事件情報、防犯情報をお知らせしています。受信時間、知りたい情報の種別、知りたい地域を自由に設定できます。子どもが被害にあわないように情報を活用しましょう。（大阪府警察本部 府民安全対策課）

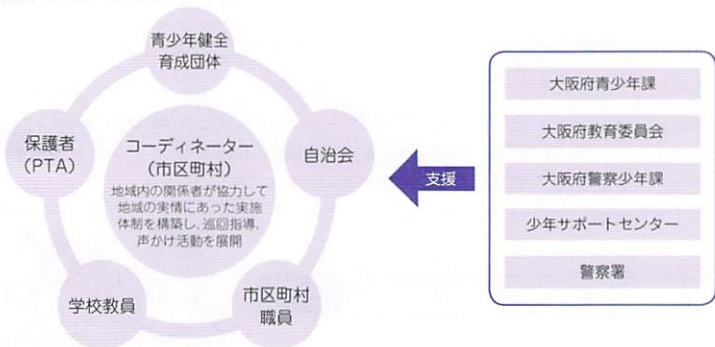
登録方法などは
こちらから



(5) 少年非行防止活動ネットワーク

大阪府では、非行防止活動の充実を図るとともに、少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的に、平成21年度から少年非行防止活動を行う地域ネットワークとして「少年非行防止活動ネットワーク」構築を市区町村に働きかけています。

「少年非行防止活動ネットワーク」は、それぞれの市区町村の実情に応じて、地域ボランティア（青少年健全育成団体等）や、自治会、PTA、市区町村職員、教員等が協力し、地元警察署や少年サポートセンター等と連携して巡回指導や声かけ活動を実施するなど、少年非行の未然防止等に取り組んでいます。平成25年11月現在、府内27市区町で構築されています。



(6) 大人が変われば、子どもも変わる。運動

青少年育成大阪府民会議

**大人が変われば、
子どもも変わる。**

「非行や犯罪、いじめの多発・・・。子どもたちをめぐる問題は深刻です。
「今の子どもは・・・。」そう言う前にちょっと振り返ってみませんか？
子どもは社会を映す鏡です。

私たち大人の言動や姿勢、子どもはちゃんと見ているものです。
まず変わらなければならないのは、私たち「大人」なんですよ。



できる大人の変身技

マスターして、大人のカッコよさを子どもたちに見せてあげましょう！

青少年育成大阪府民会議

検索

「こころの再生」府民運動

少子化・核家族化、地域のつながりが希薄になるなど、子どもたちを取り巻く教育環境が変容し、次代を担う子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくむために、家庭、学校、地域、企業等社会全体で、子どもの「こころ」を信じ、守り、育て、鍛えるための取組みとして、「こころの再生」府民運動を推進しています。

「こころの再生」府民運動では、大人も子どもも今一度、「**生命を大切に**する」「**思いやる**」「**感謝する**」「**努力する**」「**ルールやマナーを守る**」など大切な「こころ」を見つめ直し、毎日の暮らしの中でできることとして、「**7つのアクション**」を呼びかけています。

<7つのアクション>

1. 「**あかんもんはあかん**」と、はっきり**し**かろう
2. 「**ええもんはええ**」と、はっきり**ほめ**よう
3. 「**ユーモア**」を大切に**し**よう
4. 「**あいさつ**」をもっと大切に**し**よう
5. 「**おかげさんで**」を大切に**し**よう
6. 子どもの話をじっくり**聞**こう
7. 地域に**ど**んと**出**て行こう



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪育ったサブリジェクト～

大阪府・大阪府教育委員会「こころの再生」府民運動・企画運営委員会

「こころの再生」府民運動ホームページ [こころの再生](#) [検索](#)

(編集) 大阪府政策企画部 青少年・地域安全室

(協力) 大阪府府民文化部 私学・大学課

大阪府教育委員会事務局

・人権教育企画課

市町村教育室

・小中学校課

・地域教育振興課

教育振興室

・高等学校課

・支援教育課

(協賛) 公益財団法人 日本公衆電話会 本部事務局

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-13-12 西新宿昭和ビル5階

TEL 03-5339-6500

FAX 03-5339-6505

URL <http://www.pcom.or.jp/>

公益財団法人 日本公衆電話会は、公衆電話サービスの提供を委託された会員からなる全国組織の公益財団法人で、地域の安全と安心に貢献するため、各種活動を実施しております。

平成25年12月発行

